

○佐賀市物産販売協力店認定審査会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市物産販売協力店取扱要綱（令和3年8月1日施行）の規定に基づき、佐賀市物産販売協力店認定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 審査員の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 佐賀商工会議所の役職員
- (2) 佐賀市観光協会の役職員
- (3) 市職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を処理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、委員の指名した代理人をもってあてることができる。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、会長が審査会を招集する暇がないと認めるときは、委員に対する回議をもって開催したものとするができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、経済部経済政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。